昭和58年８月16日
第 893 号

広報 うえだ

発行　上田市
編集　秘書課
電話　上田㉒4100
印刷　田辺印刷

毎月１日・16日発行

上小地方の中学・高校を来春卒業し、地元に就職を希望している生徒が、７月25日、同地方の事業所を見学しました。この日、生徒約380人は６班に別れて、朝から４事業所ずつを回りました。どの生徒も、将来の進路を決めるよい機会なので、各企業の説明を熱心に聞いていました。（医療機器の説明を受けている生徒たち）

主な内容

９月１日に地震総合防災訓練……２ページ
上田築城400年祭だより……３ページ
計量器の定期検査を実施……４・５ページ
交通死亡事故、上半期(県内)で96人も……６ページ
夏休みをパチリ……７ページ
お知らせ……８～10ページ

市民と市長の日

毎月１日に行っています「市民と市長の日」を、来月は都合により**９月２日(金)**午前９時から午後４時まで、市役所３階市長室で行います。お気軽にでかけください。

農地問題相談日

「農地問題相談」を９月１日(木)午前８時30分から午後５時まで、市役所２階農業委員会事務局で行います。お気軽におでかけください。

9月1日に地震総合防災訓練

主会場は上田公園一帯

昨年の総合防災訓練から

九月一日(木)の「防災の日」に、国、県その他関係機関などの参加もいただきながら、「上田市地震総合防災訓練」を実施します。今年の訓練内容は、市民の皆さんに自主的に参加していただく〝避難訓練〟と上田城跡公園一帯で実施する〝総合防災訓練〟です。

なお、当日が雨天の場合には、原則として中止となりますが、実施するかどうかについては当日の午前七時に有線放送などを通じてお知らせします。

避難訓練

避難訓練は、「本日午前七時、気象庁から地震予知情報が発表され、大地震が発生する恐れがあります。このため、家屋の倒壊、山くずれ、地割れなどの発生が予想されます」という想定のもとで実施します。

午前九時、上田市警戒本部長から打鐘、有線放送、有線テレビ、消防自動車による広報などを通じて警報を発し、全市民に避難の勧告、指示を発令します。市民の皆さんは、自主的にそれぞれの自治会で定めた避難場所へ避難してください。

また、自治会や事業所では、自主防災隊や自衛消防隊などが中心となって、それぞれ独自に防災計画をたてていただいて非常持出し訓練、通報訓練、初期消火訓練、消火器取扱訓練なども組み合わせて、お願いしたいと思います。

総合防災訓練

総合防災訓練は、「午前九時八分、駿河湾を震源とする大地震が発生し、上田城跡公園を中心として、西部、南部地区で大きな被害が生じた。被害内容は、火災、車両衝突事故、電力施設の被災による停電、水道管の破損による断水、電話線の切断による通話不能地区の発生など」という想定のもとで実施します。

第一会場の市民会館前の広場では、地元消防団による消火訓練、自動車の衝突によって閉じ込められた運転手を救助工作車を使って救出する救出救助訓練を行います。

第二会場の市民体育館前広場では、日赤奉仕団による救護訓練と給食訓練、消火器による初期消火訓練、末広町婦人消防隊による模擬火災訓練、中部電力・電々公社・水道局による復旧訓練を実施します。

市民の皆さんには、九時二十分ごろから行われる上田城跡公園一帯での総合防災訓練の状況を御覧いただきたいと思います。また、第二会場になる市民体育館前の湯茶接待場所では、非常食用のカンパンを差し上げることも計画しています。

昭和58年度 上田市地震総合防災訓練進行表

訓練種目	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00
警戒本部設置訓練	8:45 9:10				
情報伝達訓練	8:55	10:00			
避難誘導訓練	9:00	10:00			
東海地震発生	9:08 ★				
災害対策本部現地設置訓練	9:12				13:00
消火訓練	9:23 9:38				
交通規制訓練	9:10			12:00	
救出・救助訓練	9:38 10:00				
救護訓練		10:00	11:00		
給食訓練		10:30	11:30		
給水訓練		10:30	11:30		
被害調査訓練		10:35	11:10		
初期消火訓練		10:40	11:00		
模擬火災訓練			11:00 11:15		
復旧訓練(中部電力など)		10:05		11:45	
終了式				11:45 12:00	

上田築城四〇〇年祭だより

人の波で埋まる松尾町通り

人権相談
すので、

上田築城四〇〇年祭だより

上田わっしょいに5万人

踊り連も過去最高の121連が繰り出した

市民の夏祭り「上田わっしょい」が、7月30日、市内の目抜き通りで行われ、約5万人の人出でにぎわいました。今年の踊り手は、過去最高の12,300人。みんなそろいの浴衣、ハッピ姿で生演奏のリズムに合わせて踊り、通りは人の波で埋まりました。

また、7月29日には、上田わっしょい前夜祭として、「花火大会」が開かれ、千曲川の上田橋上流は約2万人の見物人がつめかけました。

人の波で埋まる松尾町通り

今年は2年ぶりに花火大会も

電信電話債券をお調べください

＝上田電報電話局＝

お手元の加入者電信電話債券をお調べください。あなたがお持ちの電信電話債券は、満期になっていたり抽選に当選したりしていませんか。償還期日後は利息がつきませんので、お早めにお受け取りください。

お問い合わせは上田電報電話局へ（☎㉒4000無料）

9月の人権相談日

毎月第1木曜日の午後1時から4時まで人権相談（無料）を開いています。秘密は固く守りますので、お気軽に御相談ください。

9月の相談日は次のとおりです。

とき…9月1日㈭

ところ…市役所市民相談室（西庁舎2階）

担当委員…橋詰藤雄さん

昨年の総合防災訓練から

て、西部、南部地区で大きな被害が生じた。被害内容は、火災、車両衝突事故、電力施設の被災による停電、水道管の破損による断水、

第一会場の市民体育館前広場では、日赤奉仕団による救護訓練と給食訓練、消火器による初期消火訓練、末広町婦人消防隊による模

茶接待場所では、非常食用のカンパンを差し上げることも計画しています。

取り引き・証明用

計量器の定期検査を実施

計量器を取り引き(商品の売買、運送、医薬品の調剤、農産物の売買など)に使用する方は、その計量器の定期検査を一年に一度、受検することが計量法により義務づけられています。

この検査は、使用段階における計量器の正確さを維持することにより、社会秩序を守るために必要なものです。今年は、計量器の定期検査を別表により実施しますので、該当者は最寄りの会場で、必ず受けてください。

なお、計量器が二十台以上ある場合、建物などに取り付けてある場合、または光電式はかり、電気抵抗線式はかりの場合は、申請により出張検査も行います。これら以外の計量器をお持ちの方は、各会場で検査を受けてください。

出張検査を希望される方は、「所在場所検査承認申請書」を九月十日㈯までに商工課計量係へ提出してください。この申請書は商工課にあります。

また、転廃業などで計量器を使用しなくなった場合は商工課計量係へ御連絡ください。

この検査を受けない場合、計量法により罰せられることがあります。

〈お問い合わせ〉
商工課計量係 ☎㉒4100内線603・有線②0745

検査での注意事項

- ○検査には手数料が必要です。(次ページ参照)
- ○分銅・増おもりは、計量器と一緒にお持ちください。
- ○計量器は、よく掃除をしてきてください。
- ○合格した計量器には、次の「合格ステッカー」がはられます。

昭和58年 合格ステッカー

昭和58年計量器定期検査日程表

実施日	検査会場	検査時間	対象地区	実施日	検査会場	検査時間	対象地区
8月22日(月)	川西公民館	午前9:30～11:30	川西地区	8月31日(水)	上田卸商業会館	午後1:30～3:30	秋和地区 塩尻地区
8月22日(月)	泉田公民館	午後1:30～3:30	泉田地区	9月1日(木)	〃	午前9:30～正午 午後1:00～3:00	秋和地区 塩尻地区
8月23日(火)	鈴子公民館	午前9:30～11:30	東塩田地区	9月2日(金)	大屋公会堂	午前9:30～11:30	神川地区
8月23日(火)	西塩田会館	午後1:30～3:30	西塩田地区	9月2日(金)	農村環境改善センター	午後1:30～3:30	豊殿地区
8月24日(水)	塩田公民館	午前9:30～11:30	中塩田地区	9月5日(月)	上野が丘公民館	午前9:30～11:30	神科地区
8月24日(水)	相染閣	午後1:30～3:30	別所地区	9月5日(月)	西部公民館	午後1:30～3:30	西部地区
8月25日(木)	新田区民会館	午前9:30～正午 午後1:00～3:30	北部地区	9月6日(火)	市役所計量検査室	午前9:30～正午 午後1:00～3:00	中央地区
8月26日(金)	南天神町公会堂	〃	南部地区	9月7日(水)	〃	〃	全市
8月29日(月)	中村自治会館	〃	城下地区	9月8日(木)	〃	〃	〃
8月30日(火)	上田点字図書館	〃	東部地区	9月9日(金)	〃	〃	〃
8月31日(水)	川辺町会館	午前9:30～11:30	川辺地区	—	—	—	—

定期検査を受ける計量器と検査手数料額

質量計	形状（主なもの）	能力（ひょう量）および手数料
手動天びん（分銅を含む）	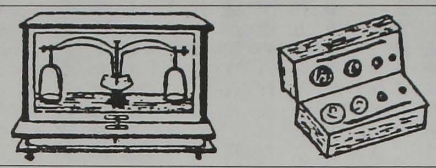	感量がひょう量の $\frac{1}{10,000}$ をこえるもの……200円 $\frac{1}{10,000}$ のもの……300円
棒はかり（おもりを含む）	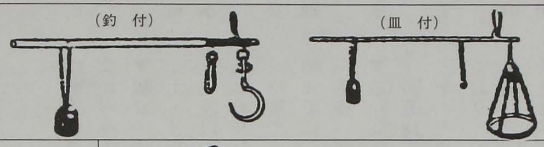	ひょう量 50kg以下……100円 100kg以下……150円 100kgをこえるもの……200円
皿手動はかり（分銅及び増おもりを含む）	等比 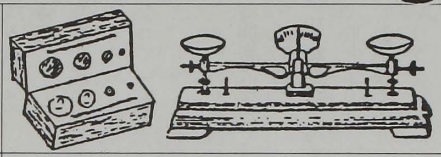	能力を問わず 1台につき……150円 分銅……100円
	その他 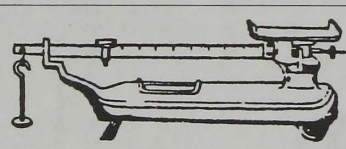 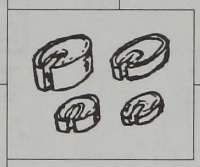	能力を問わず 1台につき……300円 増おもり…… 50円
台手動はかり（増おもりを含む）	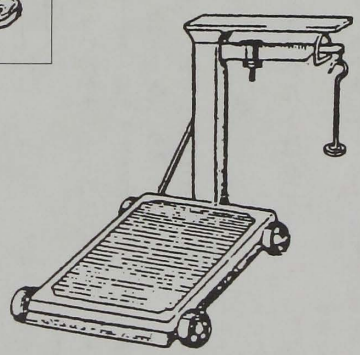	ひょう量 100kg以下……200円 200kg以下……350円 500kg以下……600円 1t以下……1,000円 2t以下……1,700円 増おもり…… 50円
指示はかり	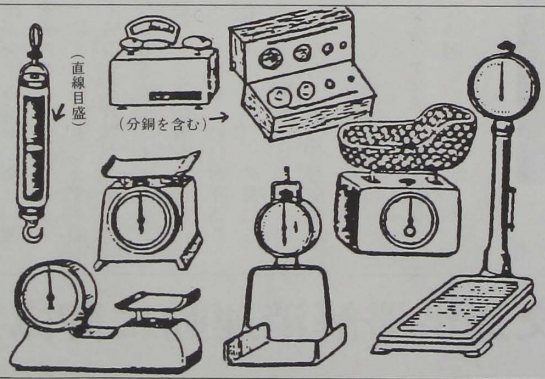	直線目盛のもの 1台につき……100円 その他のもの ひょう量 100kg以下……200円 200kg以下……350円 500kg以下……600円 分銅…… 50円
光電式はかり 電気抵抗線式はかり	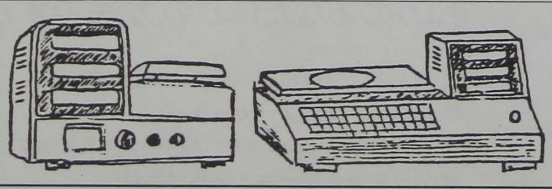	1台につき……600円

期検査を別表により実施しますので、該当者は最寄りの会場で、必ず受けてください。
なお、計量器が二十台以上ある にあります。
また、転廃業などで計量器を使用しなくなった場合は商工課計量係へ御連絡ください。

お問い合わせ 商工課計量係 ☎㉒4100内線 603・有線②0745

実施日
8月22日(月
8月22日(月
8月23日(火
8月23日(火
8月24日(水
8月24日(水
8月25日(木
8月26日(金
8月29日(月
8月30日(火
8月31日(水

交通死亡事故

上半期(県内)で96人も

昨年を上回るハイペース

県内の交通事故による年間死亡者は、昭和三十二年に百人を超え、以来増減を繰り返しながら次第に増加し、昭和四十七年には過去最高の三百三十七人もの人が交通事故で死亡しました。

昭和四十年代の後半には、県交通安全対策会議が設けられ、交通事故防止対策が進められました。その結果、昭和五十一年から六年連続して交通事故死者が減少し、五十六年にはピーク時の半分以下の百五十人にまで減りました。

ところが、七年連続減少を目指した昨年は、上半期の大幅な増加がたたり、前年比二十一人増の百七十一人でした。

今年は、昨年以上のハイペースで死亡事故が発生しており、上半期の交通事故死者は九十六人と、昨年をさらに十人も上回る結果となってしまいました。

土・日曜日で55%

それでは、今年上半期の交通死亡事故の発生状況をいろいろな角度からみてみましょう。

▼曜日・時間

土・日曜日の発生が五五・二%と半数以上を占め、昨年比で十六人の増となっています。

時間では、午後六時から午前〇時までに三十一人が事故に遭い、一番多い時間帯になっています。

▼道路別・地形別

国道18・19・20号線での死者は、三十一人で昨年より十一人増加しており、幹線道路での死亡事故が多発しています。

また、市街地では注意して走行しても、郊外に出ると注意が散漫になるため、非市街地で四十人と多発しています。

▼状態別・類型別

歩行者、自転車など交通弱者は四十五人で半数近くを占め、そのうち特に老人の犠牲者は二十六人(六〇%)にもなります。

人対車両による死亡者は三十六人で、横断中が二十五人となっています。止まってくれるだろう、横断しないだろうという運転者の甘い判断による事故が多いようです。

▼原因別

一番多いのがスピードの出しすぎで十七人、続いてわき見(十二人)、過労(十人)、酒酔い(九人)など悪質・危険な違反による事故が多くなっています。

シートベルトは必ず

まず、車を運転する時は、必ずシートベルトを着用しましょう。六月定例市議会では、これ以上交通事故死者を出さないようにと「シートベルト着用運動に関する決議」が可決されています。

シートベルトは、もしもの時に大きな働きをするほか、正しい運転姿勢を保ち疲れを軽減するなど事故を予防する働きもします。面倒がらず着用する習慣をつけ、同乗者にも着用させましょう。

車を降りると運転者も歩行者になります。歩行者、特にお年寄りや子供を見かけたら自分の身になって一層慎重な運転をしたいものです。もちろん、歩行者も交通ルールをきちんと守らなければなりません。

家族みんなが交通ルールを守り、事故のない明るい家庭を築きましょう。

ドライバーへ交通安全の呼びかけ
(8月4日・国分の国道18号線で)

交通渋滞解消運動に御協力を

きょうのあなたはどの方法ですか?

①事業所、労働組合の協力で**時差出勤**
②10日に1度は**ノーカーデー**
③近距離(4㎞未満)の人は**バイク・自転車**で出勤
④気分を変えて**バス・電車**で出勤

夏休みをパチリ

キャンプで貴重な体験▼

小学校五・六年生を対象とした「少年キャンプ教室」が、八月三・四日の二日間、上田市民の森で行われました。この教室は、集団生活の中で自主性や協調性を持ってもらうのが目的で、三年前から開かれています。参加した三十五人の子供たちは、長野大学生の指導を受けながら、テント張り、炊飯、キャンプファイアーなど貴重な体験をしました。

▲考古学教室で石器づくり

信濃国分寺資料館では、8月1・2日と4・5日の2回、小中学生90人が参加して「考古学教室」が開かれました。1日目は、旧石器時代や縄文時代など古代人のくらしについて話を聞いたり、子供たちが石器をつくったりしました。2日目は、上小地方の7つの遺跡を見学しました。

▲料理を親子の協力で

第二学校給食センターでは、8月2日、小学生とそのお母さんを対象とした「親と子の料理教室」が開かれました。この日は、24組・48人の親子が参加して、フライビーンズ、フレンチトーストなどを協力して作りました。参加した中でも最年少の花岡美鈴ちゃん（豊殿小・3年）は「お母さんやお友達と一緒に料理を作れて楽しかった」と話していました。

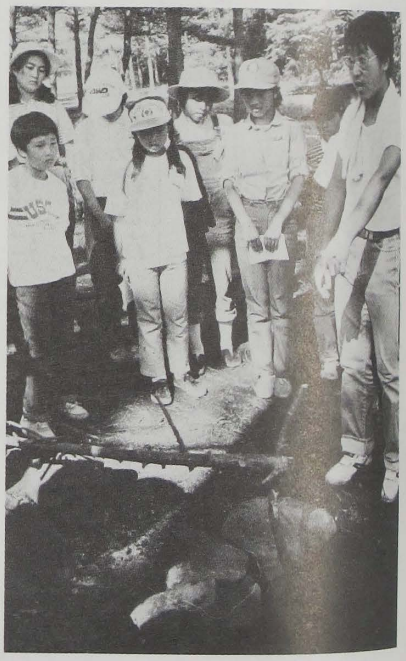

結婚衣装をお貸しします

上田市婦人団体連絡協議会では、結婚衣装の貸し出しを行っています。

今年は、留袖一着（40歳前後）を新調し、9月1日から貸し出しをしますので、御利用ください。なお、既存の打ち掛、留袖、男子用式服も整理、補修しましたので、あわせて御利用ください。

申込先…山浦源子さん、市内中央西1－1－5・☎㉓2900

婚約中の皆さん「結婚セミナー」に御参加を

上田保健所では、結婚を控えたお二人のために「結婚セミナー」を開催します。

対象者…婚約中の男女

と　き…8月26日㈮、9月1日㈭、9月9日㈮の3日間。時間は、いずれも午後6時から8時30分。

ところ…働く婦人の家

〈上田保健所☎㉓1260〉

お知らせ

「健康づくり市民のつどい」が、7月23日、市民会館で開かれました。1,600人もの参加者は、脳卒中を克服した3人の体験発表や作家の藤原ていさんの特別講演に耳を傾けていました。また、血圧測定や手づくりおやつの展示なども人気を集めていました。

市職員を募集します

＝一般事務・土木・栄養士＝

総務課職員係 ☎㉒4100内線222 有線②0651

〈資　格〉

▽一般事務職

○一般事務A（大卒程度）＝昭和三十四年四月二日以降に生まれた人

○一般事務B（高卒程度）＝昭和三十九年四月二日以降に生まれた人

▽専門職

○土木技術（大卒程度）＝昭和三十四年四月二日以降に生まれた人で、土木課程を修了した人、または修了見込みの人

○栄養士（短大卒程度）＝昭和三十六年四月二日以降に生まれた人で、栄養士の免許を有する人、または取得見込みの人

ただし、どの職種も昭和五十八年四月一日現在、上田市民である人、または勉学などのため一時他市町村に住んでいるが、家族は上田市民である人

〈必要書類〉

▽受験申込書（市役所総務課にあります）

▽履歴書および最終学校成績証明書（高校在学者は、統一応募書類を使用。その他の人の履歴書は、総務課にあるものを使用）

▽資格証明書または資格取得見込証明書（栄養士のみ）

▽六十円切手添付の白二重封筒（合否連絡用、あて名記入）

〈試験日・科目〉

十一月一日㈫午前八時受付開始、同八時三十分試験開始

▽一般事務職

○一般事務A（大卒程度）＝教養、専門試験

○一般事務B（高卒程度）＝教養、適性試験

▽専門職

○土木技術（大卒程度）＝教養、専門試験

○栄養士（短大卒程度）＝教養、専門試験

〈人　員〉

それぞれ若干名

〈申込先・期限〉

十月一日㈯から十月二十二日㈯までに、市役所三階総務課職員係へお申し込みください。

戦没者の父母等に対する特別給付金 受給者の皆さんへ

社会課社会係 ☎㉒4100内線378

戦没者の父母等に対する特別給付金が、再々継続されることになりました。該当する皆さんは、継続請求の手続きをしてください。

なお、この特別給付金は支給範囲が一部拡大されましたが、これに該当する場合の請求手続きは今年の十月一日からです。詳しいことは、社会課社会係へお問い合わせください。

〈対象者〉

①再々継続…昭和五十三年四月一日に再継続分の特別給付金の受給権を取得し、五十八年三月三十一日までの間に、死亡、氏を改めた婚姻などで公務扶助料、遺族年金などの受給権を失っておらず、かつその間に氏を同じくする自然血族たる子も孫も有しなかった人。

②時効失権者にも適用…再継続分の特別給付金の受給権を、時効により失った戦没者の父母等であっても、今年の四月一日現在、公務扶助料、遺族年金などの受給権を有し、かつ昭和五十八年三月三十一日までに氏を同じくする自然血族たる子も孫も有しなかった場合は、再々継続分も受給ができます。

〈支給範囲の拡大〉

①昭和十二年七月七日以後の傷病により、四十八年四月一日以後死亡した人の父母等であったことにより、今年の四月一日現在、公務扶助料、遺族年金などの受給権を有し、かつ五十八年三月三十一日までに氏を同じくする自然血族たる子も孫も有しなかった人。

②昭和六年九月十八日から十二年七月六日までの間に公務上傷病にかかり、これにより四十八年四月一日以後に死亡した軍人の父母等であったことにより、今年の四月一日現在、公務扶助料、遺族年金の受給権を有する人。

〈時　効〉

昭和六十一年五月三日までに請求手続きをされないと、時効により失権しますので御注意ください。

〈請求受付場所〉

社会課社会係（市役所一階）

〈請求に必要なもの〉

①戸籍の謄本　②公務扶助料、遺族年金証書　③印鑑

戦没者等の妻に対する特別給付金 受給者の皆さんへ

社会課社会係 ☎㉒4100内線378

戦没者等の妻に対する特別給付金の受給者で、今年四月に給付金の支給が終わった人は、次のように再継続されることになりました。該当する皆さんは、継続請求の手続きをしてください。

なお、この特別給付金は支給範囲が一部拡大されましたが、これに該当する場合の請求手続きは今年の十月一日からです。詳しいこ

とは、社会課社会係へお問い合わせください。

〈対象者〉

①再継続…昭和三十八年に特別給の受給権を取得した人であって、夫たる戦傷病者等が昭和四十八年四月一日から五十八年三月三十一日までの間に死亡し、戦傷

期　間…九月から十一月

定　員…各十二名

費　用…受講料二千円、テキスト代四百円

第2期

期です。

すよう御

です。

(2)0691)

くり

作品)

とは、社会課社会係へお問い合わせください。

〈対象者〉

①再継続…昭和三十八年に特別給付金（い号・二十万円）を受給し、昭和四十八年には継続分の受給（い号・六十万円）をした人で、今年の四月一日現在、公務扶助料、遺族年金などを受給している人。

②時効失権者にも適用…継続分の特別給付金の受給権を時効により失った戦没者の妻であっても、今年の四月一日現在、公務扶助料、遺族年金などの受給権を有する人は、再継続分の受給ができます。

〈支給範囲の拡大〉

①昭和十二年七月七日以後の傷病により四十八年四月一日以後に死亡した人の妻であったことにより、今年の四月一日現在、公務扶助料、遺族年金などの受給権を有する人に継続分の特別給付金を支給します。

②昭和六年九月十八日から十二年七月六日までに公務上傷病にかかり、これにより四十八年四月一日以後に死亡した軍人の妻であったことにより、今年の四月一日現在、公務扶助料、遺族年金などの受給権を有する人に継続分の特別給付金を支給します。

③戦傷妻特給法による特別給付金の受給権を取得した人であって、夫たる戦傷病者等が昭和四十八年四月一日から五十八年三月三十一日までの間に死亡し、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の受給権を取得してから十年を経過した日において、戦没者等の妻として公務扶助料、遺族年金などの受給権を有する人に継続分の特別給付金を支給します。

〈時　効〉

昭和六十一年五月三日までに請求手続きをされないと、時効により失権しますので御注意ください。

〈請求受付場所〉

社会課社会係（市役所一階）

〈請求に必要なもの〉

①住民票の謄本　②公務扶助料、遺族年金証書　③印鑑

＝勤労青少年ホーム＝ 着付教室・ダンス教室の受講生を募集

勤労青少年ホーム
☎㉒7117

勤労青少年ホームでは、九月開講の講座参加者を次のとおり募集しています。御希望の人は、直接ホームへ行ってお申し込みください。

〈着付教室〉

コース…水曜コース、木曜コース

期　間…九月から十一月

定　員…各十二名

費　用…受講料二千円、テキスト代四百円

〈ダンス教室〉

コース…木曜コース

期　間…九月から来年八月

定　員…五十名

費　用…受講料月額千円

シートベルト着用推進標語を募集

交通安全について理解と認識を深めるとともにシートベルトの着用を推進するため、次のとおり標語を募集します。多数御応募ください。

応募方法…郵便はがきに、シートベルト着用を推進する標語、住所、氏名、年齢、職業（学生・生徒の場合は、学校名と学年）を、かい書で御記入ください。ただし、はがき一枚に一点だけとします。

送り先…〒380　長野市大字南長野字幅下六九二―二　生活環境部県民生活課交通安全対策室
長野県交通安全運動推進本部事務局

応募期限…八月三十一日㈬（当日の消印のあるものまで有効）

9月の乳幼児健康診査

昭和58年9月の乳幼児健康診査を下記により行います。
受付時間は、いずれも午後1時から2時。
母子健康手帳とバスタオルをお持ちください。

会　場	健　診	実施日	対　象　児
上田市保健センター	4か月児	9月6日	58年4月16日～4月30日生
		9月20日	58年5月1日～5月15日生
	10か月児	9月7日	57年10月16日～10月31日生
		9月21日	57年11月1日～11月15日生
	1歳6か月児	9月8日	57年2月16日～2月28日生
		9月28日	57年3月1日～3月15日生
	3歳児	9月9日	55年8月1日～8月15日生
		9月16日	55年8月16日～8月31日生
塩田母子健康センター（塩田地区）	4か月児 10か月児	9月13日	58年4月16日～5月15日生 57年10月16日～11月15日生
	1歳6か月児	9月27日	57年1月16日～3月15日生
	3歳児	—	—
川西社会福祉センター（川西地区）	4か月児 10か月児 1歳6か月児	9月14日	58年4月16日～5月15日生 57年10月16日～11月15日生 57年2月16日～3月15日生
	3歳児	—	—

※赤ちゃん手帳を御利用ください。

今月の納税

市県民税　第2期

今月の納税は、市県民税第2期です。
税金は、納期内に納入されますよう御協力ください。
今月の納期限は、**8月31日**㈬です。

〈収税課☎㉒4100内線241・有線②0691〉

納税で　心のかよう
町づくり

（市内中学生納税標語入選作品）

県営住宅の入居者を募集

上小地方事務所建築課
☎㉓1260内線304

上小地方事務所では、県営住宅の補充入居者を募集します。

〈募集期間〉
九月一日㈭から九月十日㈯

〈募集団地〉
五加団地(募集戸数一戸)、別所団地(同二戸)、学海団地(同四戸)、城団地(同九戸)

〈申込先〉
上小地方事務所建築課(申込者の数が募集戸数を超える時は、抽選により決定します)

山火事予防の標語を募集します

農林課林務係
☎㉒4100内線324

近年、一部の入山者の不注意による山火事が、たびたび発生し、大きな損害を起こしています。

そこで、財団法人・林野弘済会では、山に入る人々に注意を呼びかけるとともに、森林・林業について正しい理解をしていただくため、山火事予防の標語を次のとおり募集します。

応募資格…中学校生徒以上なら、どなたでも応募できます。

作品…山火事の恐ろしさとその予防、および森林資源の確保などを強く表現したもので、一人一句とし、創作に限ります。

応募方法…はがきに標語一句と郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、電話番号を明記して、次までお送りください。

送り先…〒112 東京都文京区後楽一―七―一二 林友ビル六階 財団法人林野弘済会

締切日…八月三十一日㈬

東信労働学校に御参加を

東信労政事務所
☎㉓1629

東信労政事務所では、労使問題の知識と理解を深めていただくため、「東信労働学校」を開きます。どなたも受講できますので、ぜひ御参加ください。

とき…九月七日㈬・八日㈭と同十三日㈫・十四日㈬の四日間、いずれも午後六時から八時まで

ところ…上田消費生活センター

内容…左表のとおり

受講料…無料

申込期限…八月三十日㈫

申込先…上田合同庁舎・東信労政事務所にお申し込みください。(電話でもけっこうです)

東信労働学校日程表

月日	科目	講師
9月7日㈬	技術革新と新たな労働問題	日本能率協会総合研究所 研究員 下山直子さん
9月8日㈭	スポーツと健康	国立長野病院 副院長 吉松俊一さん
9月13日㈫	日本経済と今後のベンチャービジネスの展望	山一證券経営調査室 室長 岡野茂晴さん
9月14日㈬	わかりやすい労働法 ―労基法を中心に―	上田労働基準監督署 監督官 岩原史久さん

ものを大切に…不用品登録情報

市では、市民の皆さんから寄せられた不用品の登録を〝不用品登録情報〟として、月一回お知らせしています。

不用品の登録をされる方は、次の事柄を必ず守ってください。

①ゆずりたい品物がある人は、品名、程度、数量、希望価格、住所、氏名、電話番号などを生活環境課へ登録してください。

②ゆずってほしい品物がある人も、あらかじめ申し出て登録してください。

③生活環境課では、ゆずってほしい人に不用品の紹介をしますが、紹介を受けた人は不用品登録者と直接交渉し、価格、取り引き方法などを決めてください。

④紹介を受けた人は、取り引きの結果(成立、不成立にかかわらず)を生活環境課へ、必ず十日以内に御連絡ください。

不用品登録情報(主なもの) (8月6日現在)

ゆずります	〈希望価格〉	ゆずってください
歩行器	2,000円	自動車用子供いす
足踏ミシン	3,000円	ランドセル(男子用)
ポラロイドカメラ	15,000円	剣道の防具
マットレス	8,000円	電子レンジ
ポット	2,000円	カーステレオ
テーブル(2人用)	5,000円	電気掃除機
レジスター	40,000円	オーブントースター
太陽温水器	1,000円	ロッカー
ポータブル用シャワー	30,000円	シングルベッド
麻雀卓(椅子、パイ付)	25,000～30,000円	二段ベッド
着物の裏地(白)	600円	都市ガス湯沸器
スケート靴(24.5cm)	500円	補聴器(できたら耳かけタイプ)
その他ビデオカメラなどもあります。		卓球台
○じゅうぶんに活用できる不用品は、どんなものでも登録しましょう。		藤いす
		電気オルガン

◇ゆずりたい品物、ゆずってほしい品物がありましたら、生活環境課生活係(☎㉒4100内線301)へお気軽に御連絡を。
◇紹介後のトラブルなどについては、責任を負いかねますので御了承ください。